

議案第9号

大網白里市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

大網白里市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和元年8月30日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、大網白里市子育て交流センター（以下「子育て交流センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、児童の健全育成及び子育て支援の推進を図るため、子育て交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 子育て交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大網白里市子育て交流センター	大網白里市みどりが丘三丁目18番地4

(施設)

第4条 子育て交流センターに、次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) 法第40条に規定する児童厚生施設（以下「児童センター」という。）
- (2) 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を実施する施設
- (3) 法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）を実施する施設
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子育て交流センターの設置の目的を達成するために必要な事業等を実施する施設

(事業等)

第5条 子育て交流センターは、次の各号に掲げる事業等を行う。

- (1) 児童センターの運営
- (2) 放課後児童健全育成事業
- (3) 地域子育て支援拠点事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子育て交流センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(利用の承認等)

第6条 子育て交流センターのうち、第4条各号に掲げる施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長の承認又は許可（以下「承認等」という。）を受けなければならない。ただし、放課後児童健全育成事業の利用の承認については、大網白里市放課後児童健全育成事業実施条例（平成14年条例第20号）の規定によるものとする。

2 市長は、前項の承認等をするとき、子育て交流センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、子育て交流センターの利用の承認等をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 子育て交流センターの施設（附属設備、施設共有部分及び敷地を含む。以下同じ。）を汚損、毀損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他子育て交流センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の承認等の取消等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、子育て交流センターの利用を停止させ、若しくは利用の承認等を取り消し、又は子育て交流センターから退場を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則及び大網白里市放課後児童健全育成事業実施条例の規定に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請によって利用の承認等を受けたとき。

(4) その他特別な事由が生じたとき。

2 前項の規定による利用の停止若しくは承認等の取消し又は退場により利用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(目的外利用の禁止)

第9条 利用者は、承認等を受けた目的以外の目的のために子育て交流センターを利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、子育て交流センターの利用を終了したとき又は第8条第1項の規定により利用を停止され、利用の承認等を取り消され、若しくは退場を命じられたときは、直ちに利用場所を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、子育て交流センターの施設を汚損、毀損又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用料及び利用料)

第12条 子育て交流センターの使用料及び利用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する使用料及び利用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理等)

第13条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に子育て交流センターの管理を行わせることができる。

2 前項の指定管理者を指定する手続等については、大網白里市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第11号）の規定による。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例又はこの条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、子育て交流センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第5条各号に掲げる事業等の実施に関すること。
- (2) 子育て交流センターの利用の承認等に関すること。
- (3) 子育て交流センターの使用料及び利用料又は利用料金の徴収に関すること。
- (4) 子育て交流センターの施設の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、指定管理業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

3 指定管理者は、指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報が適切に保護されるために必要な措置を講じなければならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後も同様とする。

（利用料金の收受等）

第16条 指定管理者は、あらかじめ、別表第1及び別表第2に定める額の範囲において、市長の承認を得て利用料金を定めることができる。この場合において、市長は、利用料金を、指定管理者の収入として收受させるものとする。

（指定の取消し等）

第17条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第14条の規定に違反したとき。
- (2) その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。

2 指定管理者が前項の規定による指定の取消等の処分を受け、これによって損失が生じても、市長は、その責めを負わない。

（準用）

第18条 第6条から第12条までの規定は、第13条第1項の規定により指定管理者に行わせる子育て交流センターの管理について準用する。この場合において、第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」

と、第12条第2項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、「使用料及び利用料」とあるのは「使用料及び利用料又は利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(大網白里市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正)

3 大網白里市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を次のように改正する。  
第1条中「放課後児童健全育成事業」の次に「(以下「育成事業」という。)」を加える。

第2条中「放課後児童健全育成事業 (以下「育成事業」という。)」を「育成事業」に改める。

第9条を第15条とし、第8条の次に次の6条を加える。

(指定管理者による事業の実施)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、育成事業を実施する場所を指定管理者が管理するときは、育成事業は、当該指定管理者が実施するものとする。

(指定管理者が行う事業の基準)

第10条 指定管理者は、この条例又はこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、育成事業を実施しなければならない。

(指定管理者が行う業務等)

第11条 指定管理者が行う育成事業に係る業務(以下「業務」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 育成事業の実施に関すること。
  - (2) 育成事業の利用の承認に関すること。
  - (3) 育成事業の利用料又は利用料金の徴収に関すること。
  - (4) 育成事業を実施する施設の維持管理に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 2 指定管理者は、業務を適正かつ効率的に行わなければならない。
  - 3 指定管理者は、業務を通じて取得した個人に関する情報が適切に保護されるために必要な措置を講じなければならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消された後も同様とする。

(利用料金の收受等)

第12条 指定管理者は、あらかじめ、第6条に定める額の範囲内において、市長の承認を得て利用料金を定めることができる。この場合において、市長は、利用料金を、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第10条の規定に違反したとき。
- (2) 当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 指定管理者が前項の規定による指定の取消等の処分を受け、これによって損失が生じても、市長は、その責めを負わない。

(準用)

第14条 第4条から第8条までの規定は、第9条の規定により指定管理者が行う育成事業の実施について準用する。この場合において、第4条第3号中「市長が特に必要があると認めた」とあるのは「指定管理者が必要があると認めた場合において、市長の承認を得た」と、第5条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「市長は、特別な理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条及び第8条第2号中「利用料」

とあるのは「利用料又は利用料金」と読み替えるものとする。

別表第1（第12条及び第16条）

区分			使用料
第4条第4号 に規定する施 設のうち多目 的室	午前9時から午後5時まで	1時間	260円
	(摘要) 市民以外の者の利用については、上記料金の50パーセント増しの使用料を徴収する。		

別表第2（第12条及び第16条）

区分	利用料
放課後児童健全育成事業	大網白里市放課後児童健全育成事業実施条例に定められた金額